

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当箕輪町は、平成 30 年 4 月 1 日現在、人口 24,972 人で年齢別人口比率としては、年少 3,333 人 (13.3%)、生産年齢 14,468 人 (57.9%)、老年 7,171 人 (28.7%) であり、平成 17 年に比べ、人口は 1,304 人、率にして 5% の減少となっており、出生数が死亡数を下回る自然減の状態にある。

平成 27 年の国勢調査による産業別就業人口は、第一次産業が 916 人 (7.2%)、第二次産業が 5,800 人 (45.8%)、第三次産業が 5,950 人 (47.0%) となっている。

平成 26 年の経済センサスによると、全産業における事業所数及び従業者数は 1,103 事業所、12,252 人で、うち最も多いのが製造業の 288 事業所、6,109 人であり、50% を占めている。

国勢調査結果によると、製造業への就業者数は、平成 17 年度 6,319 人、平成 22 年度 5,233 人、平成 27 年度 5,046 人と減少傾向にあり、町の基幹産業である製造業の隆盛は、町の発展に直結しているため最も重要な分野である。

(2) 目標

当箕輪町は、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業者の生産性向上を図る。そのための目標として、計画期間中における目標を、生産性向上特別措置法第 40 条に基づく先端設備等導入計画の認定数 15 件以上と定める。

(3) 労働生産性に関する目標

当箕輪町は、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針に定めるものをいう）が年平均 3% 以上向上することを目指す。

2 先端設備等の種類

当箕輪町の産業は、多種多様にわたる上、設備等の投資先も広範囲及ぶため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光等発電設備については、太陽

光等発電による売電を主たる業務とする者が設置する太陽光等発電設備及び自家消費用に設置される太陽光等発電設備のみを対象とし、それ以外の目的で設置されるものは、主たる業務の労働生産性の向上に直接寄与しないことから対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当箕輪町の産業は、町内全地域にわたるため、本計画の対象区域は、当箕輪町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当箕輪町の産業は、多種多様にわたるため、本計画の対象業種及び事業は、制限を設けない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意日から3年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

当箕輪町の定める導入促進基本計画では、次のいずれかに該当するときは、対象としない。

- ・ 人員削減を目的とした取組み
- ・ 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団又は暴力団と密接な関係があると認められる者
- ・ 箕輪町税に滞納がある者